

## 令和4年有田市議会3月定例会

### 議事日程（第4号）

令和4年3月14日 午前10時開議

- 日程 1 一般質問  
6番 池田敦城
- 日程 2 議案第1号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程 3 議案第2号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程 4 議案第3号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程 5 議案第4号 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 6 議案第5号 有田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第6号 有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 8 議案第7号 有田市犯罪被害者等支援条例
- 日程 9 議案第10号 令和4年度有田市一般会計予算
- 日程 10 議案第11号 令和4年度有田市国民健康保険特別会計予算
- 日程 11 議案第12号 令和4年度有田市初島財産区特別会計予算
- 日程 12 議案第13号 令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程 13 議案第14号 令和4年度有田市介護保険特別会計予算
- 日程 14 議案第15号 令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 15 議案第16号 令和4年度有田市上水道事業会計予算
- 日程 16 議案第17号 令和4年度有田市立病院事業会計予算
- 日程 17 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程 18 議案第22号 初島財産区管理委員の選任について
- 日程 19 請願第1号 所得税法56条の廃止を求める請願書
- 日程 20 議案第23号 工事請負契約について
- 日程 21 議案第24号 工事請負契約について

---

### 会議に付した事件

- 日程 1 一般質問  
6番 池田敦城
- 日程 2 議案第1号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例から
- 日程 19 請願第1号 所得税法56条の廃止を求める請願書までの質疑
- 日程 20 議案第23号 工事請負契約について及び
- 日程 21 議案第24号 工事請負契約についての提案理由の説明及び質疑

出席議員 14名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	5番	上山寿示
6番	池田敦城	7番	岡田行弘
8番	児嶋清秋	9番	中谷桂三
10番	堀川明	11番	生駒三雄
12番	宇野博治	13番	福永広次
14番	西口正助	15番	浜口元司

欠席議員 1名

4番 小西敬民

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	大松満至	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	河野孝司
経済建設部理事	鈴木順一	水道事務所長	北野宏幸
教育次長	谷輪吉伸	教育委員会参事	伊藤正人
消防長	嶋田富司	病院事務長	神保佳紀
都市整備課長	泉泰朗		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

職務のために出席した職員

総務課総務係長	上村泰広	総務課会計年度任用職員	山本眞由美
---------	------	-------------	-------

午前10時00分 開議

○議長（中谷桂三君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、この際、当局に申し上げます。

議員の一般質問に対する答弁に際しては、その質問の趣旨を十分把握した上で、期日までに資料の提出や誠実な答弁をされますよう、申し伝えます。今後、このようなことがないようにしてください。

また、3月11日の一般質問で池田敦城君が当局に対して求めた資料につきましては、皆様のお手元へ配付のとおりでありますことを申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程1、一般質問を継続します。

6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） 許可を得ましたので、一般質問の継続をさせていただきます。

金曜日に質問をした質問の趣旨からして、土曜日に議事録を、私の自宅に届けてくれたんですが、私が見る限り、議事録ではありません。全てにおいて議事録を出してくれということをお願いしたんですが、市長協議による資料であったり、誰がどのようなことを、いつ、どこで発言したかというような内容のものがないので、ないならないと言っていたんですけど、どうですか。

○議長（中谷桂三君） 望月市長。

○市長（望月良男君） お答えします。

議事録は、議員も御承知のとおり、議事録文書の管理というのは法律に照らし合わされて、有田市にも条例があって、規定があって、何年保存、永久保存、いろいろなものがあります。それはもちろん則って全てきちんとやっています。

ただ、今回、池田議員がおっしゃられるのは、そういったものではないと。まずは、出せるものとして選定委員会であったり、そういう有田市の条例の規定でもあるように、付属する機関の専門家が入って、特に協議をしていただいたようなものは議事録を取ろうとやって、そんな定めになってます。

ですから、まずそれは早く出しなさいと。出せるものは全て出していこうということで出させていただいたのは、地域医療振興協会さんと、今回、事業でウェブが多かったんですけども、来ていただいたときも含めて、やり取りしたものを、対外的に、本当はそれも未定稿なんです。まだ、きちんと確認書というものはできていないので。だから、取扱いというのはちょっと注意しないといけないなと思っています。

そのほか、それ以上というところではいきますと、何十回もこれまで議論を重ねてきました。そこは、法律に照らしたり、仕事のやり方とか、そういう話になってくると思います。そんなところは、もちろん私も全然違うことを言っているときもあるし、いろんなことを積み上げながら、俗に言う、そういう法律に照らした文書管理の目的というところまでに行くまでの積み上げとして、我々一生懸命、議論してきました。そこは、ですから、

そこ何もないのはということなので、こんな資料でやっていたというものを、出せるものを全部お出ししたらいいん違うかということで、今回出させていただいているというところですので、それ以上の議事録がないというのは、ないということです。

以上です。

○議長（中谷桂三君） 6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） 市長、今の説明、理解するんですけど、端的に、私がお願いした議事録はないということですね。お願いして出してくださいねっていった議事録はないということで理解していいんですね。

協議した議事録ですよ。例えば、病院経営、悪くなってきた、そのときにいろんな検証したり、原因究明をしたと思うんですけども、そのときに内部で協議をした議事録はないということですね。

〔11番「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中谷桂三君） 生駒三雄君。

○11番（生駒三雄君） 今、池田議員が再々、11日の一般質問でも議事録を提出してくださいということ、再三申し上げたと思うんです。でも今市長、今言われたんはないという返答であるんやったら、今ないということ、きちっと皆さんに謝ってもらうぐらいのことをしてもらわなったら、これは前に進めるわけにはいかんように思います。その辺、議長よろしく頼んでおきます。

○議長（中谷桂三君） 当局の答弁をお願いします。望月市長。

○市長（望月良男君） 池田議員が審議するに当たり、議員個人の考え方としてそういうものが必要だとおっしゃられた。それを出すことができない、これを謝れという話だと思いますので、その点について。（発言する者あり）

○議長（中谷桂三君） ちょっと待って、答弁をお願いします。

○市長（望月良男君） その点につきましては、申し訳ありません。ただ、そのやっている仕事のやり方が、今まで間違っていて、おかしいことになっていて、それが悪いとかということではないというふうに思っています。

○議長（中谷桂三君） 6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） 出すことができないじゃなしに、ないっておっしゃったじゃないですか。それについて聞いているんです。出すことができない、分かります。その前に、ないんですかって言ったら、議事録はないって言ったじゃないですか。

○議長（中谷桂三君） 望月市長。

○市長（望月良男君） 議事録は、ないということです。

〔6番「休憩」と呼ぶ〕

○議長（中谷桂三君） 今、6番池田敦城君から休憩の声がかかりました。皆さん、御同意願えますか。（発言する者あり）そしたら、暫時休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中谷桂三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） 議長、ちょっと残り時間が少ないので、多少の猶予をお願いいたします。

○議長（中谷桂三君） はい。了解です。

○6番（池田敦城君） すみません、よろしくお願いします。

では、再々質問を行います。市立病院が抱える諸問題は、長年の案件であったはずですが、だからこそ、それに対して心血を注いで、どのような協議を行い、令和3年6月1日付の協定書を交わすまでにいたったのか、これが今を生きる有田市民の皆様とこれからを生きるであろう皆様への責任、公益団体と協定書を市が交わすことは、非常に大切なことから、行政内での協議、それを残す会議録、議事録を蓄積させて残すことが、どのようなコンセンサスを経たのかという、大切な市民の財産です。

これが、市民の命を、財産をお守りする市長並びに市行政と考えられるが、議事録は取っていないという、医療提供体制支援事業に関する協定書は交わしたが、その後の市民からの質問における回答文書では、指定管理者制度導入を決定するものではないと言い切りながら、指定管理者制度導入を目指して協議を重ねていくとあって、市長は指定管理者制度を導入ありきですという、全く持ってこれは、市民に対して不誠実であると言わざるを得ない蛮行です。

では、現在までにどれだけ当局側でどのような協議を何回重ねたのか、そのような会議録、議事録は残していないという、残していないのであれば、市民に対する回答書はうそになります。そのようないい加減な公務だから、病院跡地を含め、候補地選定を3か所といいながら、基本構想策定委員会では2か所としている。現存の病院跡地は候補地ではなく、あくまで建て替えは建て替えであり候補地ではない。であるならば、基本構想策定委員会もごまかしているということになります。

市民にまで整合性のない説明で、あたかも議論を重ねたように装い、結果として策定委員会でも市民の財産である候補地を1か所に勝手に決めているのです。行政財産を2か所に絞り、市民から付託された議会において、1か所に絞るなら分かりますが、1か所に絞り込んだ時点で議会不要という意思表示となり、議会不要ということは市民不要となるのです。順序が逆でしょう。

市民の税金を預かる行政として、会議録、議事録を残して協議を積み重ねることは当然のことであり、協議での議事録を積み重ねることが、市民にとって知の財産になるわけです。

あなたがたが主張される議事録を残す必要がないというのであれば、残す必要がないと記載された条文を出してください。公文書とは、国または地方公共団体の機関、あるいは公務員がその職務上、作成した文書、つまり公務員が職務の上で書いたメモ一つにしても、公文書に当たる可能性があるわけです。公文書等の管理に関する法律（地方公共団体の文書管理）第34条には、地方公共団体はこの法律の趣旨に則り、その保有する文書の適正な

管理に関して、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと記されており、これにより、有田市文書事務取扱規定があり、第3条、文書類は正確かつ迅速に取扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。2、文書類は、常に整理し、その所在箇所、及び処理状況を明らかにして、紛失、盗難、損傷等を防止しなければならない、3、重要な文書類は非常災害時にはいつでも持ち出すことができるよう、あらかじめ準備しておかなければならない。

次に、（決裁文書の作成）第25条、決裁文書は、次の各号により作成しなければならない。4、文書には、内容のよく分かる標題をつけ、必要により起案の理由、説明、経過及び根拠となる関係法規の条項等を記載し、関係文書、参考資料を添えること。参考資料ではなく関係文書を提出してください。そして、別表、文書保存基準1、永久保存の中には、5、基本的な計画及び行政施策に関するもの、9、諮問または答申で重要なもの、10、報告、届出、または調査で特に重要なもの、11、許可、認可、指令または契約で重要なもの、17、附属機関の議事録等重要なものということが丁寧に書かれています。議事録を残していなければ、公文書の保存ができないばかりか、公文書等の管理に関する法律も守らないということになる。「重要なもの」今後何十億円もの市民の税金を使用し進められるであろう、今回の案件が重要なものでないというなら、その理由を述べてください。まして、どこにも会議録、議事録を取る必要などないとは記載されていません。議事録を残すことは、5年後、10年後、後世に失敗をさせない一つの手法となる大切な役目なのです。つまり、市長、あなたの仕事は今だけではなく、過去、現在、未来まで連綿と続くのです。だから、議員の話をしっかりと聞くように申し上げてきました。

しかし、あろうことか、私の質問に丁寧に答えるどころか、議事録のくだりには一切触れることなく、その場をしのごうとされるいつもの手法。議事録が提出されていない時点で明らかな答弁漏れでしょう。

さらには、後づけの説明ばかりで、おのれの保身としか受け取ることができない答弁であり、市民のための答弁でもない。違うでしょう。職員が行う答弁も全て市長答弁ですよ。職員は必ず市長に了承をいただいているはずですよ。

こんな行政運営をいつまで続けていくおつもりですか。私は、市民から信頼される行政運営にぜひとも切り替えていただきたいがゆえに、議員の責務を全うするために、今回、厳しく質してまいりました。

以上の判断から、基本構想策定委員会及び今回、議案上程されている議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを一から白紙に戻し、議会、市民に理解が得られるよう、熟考に熟考を重ねた協議を行い、より丁寧できめ細やかな説明とどのような話し合いで得たのか、最終の結果、最終の判断をしたのか、それら全てが合理的な内容になるよう、全てにおいてやり直しを行うことこそが、有田市が担うべき責務です。これができないとなれば、それは有田市民を愚弄することと知らなければなりません。

私は、周りから「偉そうや」「市長に失礼や」などと言われていますが、ならば議員の質問に丁寧な答弁もされず、聞いていることに一切触れることなく、まやかしの答弁をされるその行為、それは議員に失礼ではないのか。また、協議を重ねていくと言い放ち、議事録も残さず、コンセンサスも証明できない行政が、市民からお預かりした大切な税金

を使用されようとする行為は、市民の皆様には失礼ではないのか。市長も議員も同等の責任が課せられている市民の代表なのです。

大きい案件だろうが小さい案件だろうが、丁寧な議論を重ね、よりよいものを残していくことが、我々議員の権能です。有田市は個人企業ではありません。再々求めます。しっかりと後世に残す必要がある有田市民の生命、維持、健康増進の要であるこの病院関連に関して、議事録はないと言い切りましたが、なければ一からやり直さなければなりません。やり直しますか、お答えください。

以上、再々質問といたします。

○議長（中谷桂三君） 望月市長。

○市長（望月良男君） お答えいたします。

まず、このような形でお時間をいただきましたことは、大変申し訳ありませんでした。また、議事録につきまして、答弁漏れがあったことについても、改めましてお詫びを申し上げたいと思います。どうも申し訳ありませんでした。

御指摘を受けまして、議事録を作成しているものについては、提出をさせていただき、また参考資料も議事録に代わるものの一つとして提出をさせていただきましたが、池田議員が求められているものではなかったことについては、そのような認識がなく、先ほど申された内部協議は随分と重ねてまいりましたが、市としての意思決定に至るまでの内部協議についての議事録という形では作成はしておりません。

文書の作成管理については、文書事務取扱規定に基づき、引き続き徹底をしてまいりたいと存じます。御理解をいただきますように、そして御質問のやり直しについては、文書事務取扱規定に基づいて徹底するというので、今回の件についてやり直しはいたしません。

以上です。

○議長（中谷桂三君） 6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（中谷桂三君） これにて、6番池田敦城君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問を終結いたします。

次に、日程2、議案第1号、有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例から、日程19、請願第1号、所得税法56条の廃止を求める請願書までの議案17件、及び請願1件を一括議題とし、これより議案質疑を行います。

議案質疑の発言通告はお手元へ配付いたしております議案質疑通告一覧表のとおりでありますので、会議規則第51条及び第52条の規定により、議事を進めさせていただきます。

まず、日程2、議案第1号から日程8、議案第7号までにつきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程9、議案第10号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許すこ

とにいたします。

2番上野山善久君。

〔2番 上野山善久君 登壇〕

○2番（上野山善久君） 会派政有会の上野山でございます。議案第10号、令和4年度有田市一般会計予算、予算説明書76ページ第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目保育費の保田保育所改築事業について質疑いたします。

保田保育所については、園舎の老朽化に伴う雨漏り等があり、建て替えについては地域住民の長年の望みではありましたが、この工事期間中に保田保育所で保育を受ける児童や保護者のことを考えると、可能な限り、通常の保育が受けられることが望ましいと考えていることから、本議案に関しては、まだ設計段階の議案ではありますが、この時期から様々な対策を考え、工事内容等に活かしていただくため、以下の3点の説明を求めます。

まず1点目、送迎時の交通環境への対策について。現状においても、送迎時の交通量は集中し、大変な状況であるが、今回の用地購入を含めて、工事期間中、及び工事完了後、この地区の交通環境の在り方をどのように考えているのか。

2点目、工事期間中の安全確保と騒音対策について。新園舎の建設予定地は現在の運動場と聞いていますが、通常の保育業務を行うに当たり、関係者への安全対策と、特に発育途上である児童への騒音対策、例えば、お昼寝時の対策等、説明ください。

3点目、工事期間中、運動場等を利用できない事への対策について。工事が始まると、現在の運動場は使用できなくなります。その場合の児童がのびのびと運動ができる環境をどのように考えているのか、御説明ください。お願いいたします。

○議長（中谷桂三君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 御答弁申し上げます。

1点目の送迎時の交通環境への対策についてですが、現在、保田保育所に隣接している西側道路は、送迎時の交通量が多く、通学児童や周辺の皆様方に御迷惑をおかけしている現状にあり、大きな課題であります。このような状況を改善するため、保育所東側敷地を新たに購入する予定としておりますので、保育所東側道路からの車両の乗り入れが可能となります。

工事期間中は東側道路を工事車両の進入路とすることで、送迎車両の安全を確保することができ、また改築工事後におきましても、東側道路を送迎車両の進入路とすることで、これまでの課題が解消されるものと考えております。さらに、教育委員会と連携し、小中学生登下校時の安全面にも配慮してまいります。

次に、2点目の工事期間中の安全確保と騒音対策についてですが、保育をしながらの工事となりますので、保育現場の意見を踏まえ、進める必要があると考えております。保育エリアの安全確保をするとともに、騒音対策としては、低騒音型、低振動型の建設機械の採用や大きな音が出る作業については、児童がいない土曜日に実施するなど、設計段階から課題をしっかりと認識し、児童への影響にも配慮しつつ、周辺住民の生活環境の安全にも努めてまいります。

次に、3点目の工事期間中、運動場等を利用できない事への対策についてですが、保田小学校の運動場や体育館などの利用に関して、既に教育委員会と協議しており、運動でき

る環境を確保してまいります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 2番上野山善久君。

〔2番 上野山善久君 登壇〕

○2番（上野山善久君） 3点の件について説明は了解し、確認いたしました。この件について、しっかり守っていただきたい、私どもは引き続き、保田保育所改築事業について注視してまいります。

これにて、質疑を終了いたします。

○議長（中谷桂三君） これにて、2番上野山善久君の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程10、議案第11号から日程16、議案第17号までにつきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程17、議案第21号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許すことにいたします。

3番成川満君。

〔3番 成川 満君 登壇〕

○3番（成川 満君） 議案第21号について質疑を行います。

本議案につきましては、基本構想に基づく新有田市立病院を整備するための具体的なスタート、第一歩となるものと考えますので、その基本的なところを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。一問一答でお願ひします。

まずは、1つ目の指定管理者制度の導入についてです。

公立病院の経営の形態につきましては、いろんな考え方、そしていろんな方法があるかと思いますが、今、なぜ市立病院に指定管理者制度を導入しようとするのかを説明願ひたい。よろしくお願ひします。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 御答弁申し上げます。

指定管理者制度の導入につきましては、総務省の公立病院改革ガイドラインで民間経営手法の導入を図る観点から、経営形態の見直しについて、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入、民間移譲の4つの形態が明示されています。それぞれにメリット、デメリットがありますが、指定管理者制度は土地建物等を地方公共団体が所有したまま管理運営を委託する公設民営の経営形態です。

経営は、指定管理者に任されるため経営責任が明確になるとともに、民間の経営手法により医師確保をはじめ効率的な運営が可能となります。また、民間経営になじまない不採

算部門についても、協定の中で取り決めが可能であり、政策的医療の確保も図れるといったメリットがございます。

職員が退職しなければならないことや、それに伴う退職金など一時的な費用の増大といった課題もございますが、将来にわたる経営基盤の強化と患者サービスのさらなる向上を目指すため、有田市立病院の経営形態として指定管理者制度が最も望ましいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 3 番成川満君。

〔3 番 成川 満君 登壇〕

○3 番（成川 満君） それでは、次に2つ目、指定管理団体として、この議案では地域医療振興協会を選定しておりますが、その選定した方法、理由について御説明を願いたい。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 指定団体の選定ということにつきましては、広域社団法人地域医療振興協会は、自治医大出身者が中心となって地域医療を支援し、地域の振興を図ることを目的に設立された団体であり、全国で25病院の運営をしており、そのうち指定管理を行う病院は19病院あります。ほかに診療所は40施設など、全国で81施設を運営し、常勤医師数は1,132人に及ぶ団体であり、医師確保が安定して行える団体であること、現行の職員について原則全員雇用を行なえる団体であること、病院経営を熟知し、公立病院の運営の実務経験者であることなど、高度の専門的な知識、経験を有する団体であり、市立病院の設置目的をより効果的に達成することができる団体であると考えています。

また、令和3年度の総務省事業、公立病院医療提供体制確保支援事業に本市が全国で唯一専門的支援に採択され、総務省の委託を受けた当協会から新病院基本構想策定業務経営改革支援や指定管理者制度の導入支援を受けていることから、今後の有田市立病院の運営を任せることに最も適した団体と判断し、今回、指定管理者の選定に当たっては、公募によらず地域医療振興協会を指定管理候補者としたところでございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 3 番成川満君。

〔3 番 成川 満君 登壇〕

○3 番（成川 満君） 次に、3つ目です。指定管理者の指定期間を20年間と設定しておりますけれども、この20年間の考え方、それから根拠を説明してください。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 指定期間の根拠につきましては、新病院建設、職員の人材育成や雇用等、高い専門性の蓄積、利用者との継続的な信頼性の確保といった視点に立ち、施設の効果的、効率的な管理運営、医療サービスの安定性、継続性の確保などを考慮し、持続可能な経営基盤を構築するため、20年の指定期間が望ましいと考えたところでございます。

以上です。

○議長（中谷桂三君） 3 番成川満君。

〔3 番 成川 満君 登壇〕

○3番（成川 満君） 最後に、4つ目になりますけれども、新有田市立病院基本構想と指定管理者制度の導入、この関係をどのように考えておるのか、説明をしていただきたい。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 基本構想との整合性、関係でございますが、基本構想において、有田市立病院の基本理念である良質な医療を行い、地域医療に貢献し、利用者から信頼される病院を目指すことの実現はもとより、有田保健医療圏の現状、将来の有田市立病院に期待される機能や役割を果たすことを目的に、7つの基本方針を定めてございます。

その1つ目では、新興感染症、災害医療、へき地医療など、地域医療が維持・継続できるよう、必要な機能・体制を整備する公立病院として担う医療機能、2つ目は、軽度、中等度の救急患者等の受け入れを行い、断らない救急体制の充実を図る救急医療に対する体制の維持強化、3つ目では、特定の疾患、臓器に限定せず、幅広い診療を行う総合診療の体制を整備し、専門診療と協働して地域ニーズに応える総合診療と専門診療の融合、4つ目では、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築し、安心して在宅療養生活を送れるよう、機能充実を図る在宅療養支援病院としての機能充実、5つ目では、在宅で安心して生活できるよう生活機能の維持向上を図るために訪問看護、訪問通所リハビリを行う在宅医療充実に合わせて在宅介護機能の強化、6つ目では、高齢者人口の増加を見据えて、回復期リハビリテーション病棟を中心とし、安心して在宅復帰できるように医療機能を整備する回復期リハビリテーション機能の充実、7つ目では、地域住民がいつまでも健康な生活を送れるように、保健予防活動の支援、充実を図る保健予防医療の充実と定めてございます。

地域医療振興協会から提出されております事業計画では、これらを踏まえた計画となっており、基本構想と整合性が取れているものとの考えてございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 3番成川満君。

〔3番 成川 満君 登壇〕

○3番（成川 満君） 基本構想とそれから指定管理者制度の導入についての整合性ということで今お尋ねしたんですけども、将来にわたって、有田市にとって市立病院がどうあるべきか、その考え方をまとめたものが基本構想であり、この基本構想を着実に実現していくためにも指定管理者制度の導入が必要であると、こういうことでしょうか。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 御答弁申し上げます。

指定管理者制度導入につきましては、令和5年度から現在の市立病院での導入を考えてございます。市立病院のおかれている経営環境は厳しく、以前から地域において必要な医療を安定的、継続的に提供していくために、抜本的な改革が避けて通れない課題であると考え、経営形態の見直しを検討してまいりました。

その中で、医師確保や民間手法による効率的な経営、政策医療の確保等から指定管理者制度が最も望ましい経営形態であると考えてございます。

そして、昨年4月、先ほどお答えしました総務省事業、公立病院医療提供体制確保支援事業に当市が採択され、総務省の委託を受けた地域医療振興協会から経営改革支援や指定管理者制度導入支援、新病院基本構想策定業務支援を受けているところでございますが、地域医療振興協会には医師確保をはじめ人材育成や医療の質の向上、スケールメリットを活かした効率的な経営、政策的医療の確保などが期待でき、新病院の建設を待たずして、現在の市立病院において指定管理者制度のメリットを活かした経営を行うことで、市立病院の経営改革を進めていきたいと考えてございます。

一方で、市立病院の施設は老朽化が進み、医療環境の変化に対応するのが困難になっているため、新有田市立病院建設に向け、現在、基本構想策定を進めており、策定後においては、基本構想に基づいた医療サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、引き続き指定管理者制度により医療提供体制を確保していくと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 3番成川満君。

〔3番 成川 満君 登壇〕

○3番（成川 満君） 嶋田部長、説明ありがとうございます。この議案につきましては、総務建設委員会への付託案件でございますので、そこでまた詳細な説明、そして審議がなされることと思っておりますので、これで私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中谷桂三君） これにて、3番成川満君の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程18、議案第22号につきまして、念のため、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程19、請願第1号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

以上をもって、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、追加提案されました日程20、議案第23号、工事請負契約について、及び日程21、議案第24号、工事請負契約についての議案2件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） ただいま追加上程されました議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

議案第23号の工事請負契約については、新都市公園整備工事（その4）の請負契約を締

結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号の工事請負契約については、新都市公園整備工事（その5）の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜われますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中谷桂三君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第23号、工事請負契約について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、新都市公園整備工事（その4）、多目的グラウンド等の整備工事でございます。この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は、6億3,223万8,200円で、契約の相手方でございますが、和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番、浅川・桑原特定建設工事共同企業体、代表幹事、株式会社浅川組、取締役社長池内茂雄でございます。

選定に当たっては、条件付一般競争入札に付し、令和4年2月16日に開札したところ、4者の応札があり、最低金額を提示した共同企業体と仮契約の締結を行っているところでございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第24号、工事請負契約について補足説明を申し上げます。

内容につきましては、新都市公園整備工事（その5）、アスレチック、遊戯施設等の整備工事でございます。この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は、1億8,490万8,900円で、契約の相手方でございますが、和歌山県有田市辻堂446、株式会社保田組、代表取締役北畑忍でございます。

選定に当たっては、条件付一般競争入札に付し、令和4年2月16日に開札したところ、4者の応札があり、最低価格を提示した同社と仮契約の締結を行っているところでございます。

以上で、議案第24号についての補正説明を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案質疑を行います。まず、議案第23号について御質疑ありませんか。

1番中西登志明君。

〔1番 中西登志明君 登壇〕

○1番（中西登志明君） 議案第23号、工事請負契約について質問をさせていただきます。政有会の中西です。よろしくお願いいたします。

この入札について、工事内容、工期、低入札ということで調査をされたというふうにお

聞きしております。その内容について説明をお願いいたします。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 御答弁申し上げます。

まず、議案第23号、工事請負契約についての工事内容でございますが、全面人工芝敷の多目的グラウンドの整備工事でございます。また、グラウンド以外でも照明設備、防球ネットなどの附帯設備もございます。それから、工期につきましては、議決をいただいた翌日から令和5年2月20日を予定してございます。

それから、議案第24号の工事請負契約につきましては、内容としましては、アスレチック総合遊具や3Dトランポリン、健康遊具の設置工事でございます。工期につきましては、同じく議決日の翌日から令和5年2月20日を予定してございます。

それから、いずれも低入札の調査対象ということになりました。その調査の内容につきまして御説明申し上げます。

調査の目的としましては、不当なダンピング防止や品質の確保等、より適正な契約の推進のために調査を行うものでございます。議案23号、24号ともに調査基準価格を下回る入札であったため、その入札価格で適正な履行が可能であるかどうかを確認する必要がございます。

この調査は、調査対象者から提出を求めた資料に基づきまして、積算した内訳が合理的かつ現実的なものであることを提出書類及びヒアリング調査により確認を行ったものでございます。ヒアリング調査は3月1日に行いまして、その結果、特に欠格となる事項、問題は認められなかったというものでございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 1番中西登志明君。

〔1番 中西登志明君 登壇〕

○1番（中西登志明君） ありがとうございます。最近、ガソリン代とか建設資材が本当に高くなってきております。令和5年の2月20日まで工期がありますので、今後契約の変更とかそういうことのないように、十分注意していただきたいと思います。

工期中内に工事を無事故で収めていただいて、いい都市公園をつくらせていただきたいと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（中谷桂三君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） まず、23号についての質疑でしたが、ただいま24号についても答弁がありましたので、23号、24号の、両方で御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

今期定例会に提案されております案件のうち、議案第22号の人事案件については、先例に従って委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号の人事案件については、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、今期定例会に提案されております案件のうち、ただいま委員会の付託を省略することに決しました人事案件1件及び先議済みの議案5件を除く議案第18件、請願1件の委員会付託は、お手元へ配付いたしております議案付託表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開催日時が決定いたしておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

総務建設委員会 3月15日午前10時 全員協議会室

文教厚生委員会 3月16日午後1時 全員協議会室

予算決算委員会 3月17日午前10時 全員協議会室

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 報告は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

明15日から24日までの10日間は休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、明15日から24日までの10日間は休会とすることに決しました。

次会は、来る3月25日午前10時から議案審議等のため会議を開くことを申し添え、本日はこれにて散会いたします。

午後1時47分 散会

